



島根県報

平成30年12月7日（金）

第3,064号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公 告】

都市計画公聴会の開催（3件）

（都市計画課） 2

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、浜田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に関する都市計画の案について、次のとおり公聴会を開催するので、島根県都市計画公聴会規則（昭和45年島根県規則第1号）第2条第1項の規定により公告する。

平成30年12月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開催日時

平成30年12月25日 午後2時から

2 開催場所

浜田市殿町6番地1

浜田公民館

3 都市計画の案の概要**(1) 浜田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針**

浜田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を参考図書のように定め、その概要は次のとおりである。

ア 都市計画の目標

島根県西部の周辺都市を牽引する中心都市として、高次都市機能、交流拠点機能、交通機能等の都市機能強化により、人口減少への対応や地域間交流の促進を図るとともに、都市機能を維持していくためコンパクトなまちづくりを進める。

イ 区域区分の決定の有無

本都市計画区域に区域区分を定めない。

ウ 主要な都市計画の決定の方針**(7) 土地利用の方針****a 主要用途の配置方針**

都市及び自然環境に配慮するとともに、将来における土地利用を総合的に勘案し、住宅地、商業業務地、流通業務地、工業地等の各配置方針を定める。

b 土地利用の方針

「用途転換、用途純化又は用途の複合化」、「居住環境の改善又は維持」、「都市内の緑地又は風致の維持」、「災害防止の観点から必要な市街化の抑制」及び「自然環境形成の観点から必要な保全」に関する方針を定める。

(4) 都市施設の整備の方針**a 交通施設****(a) 基本方針**

県西部の中核都市、環日本海地域における陸空海の交流拠点、及び日本海国土軸と西日本国土軸を結ぶ交通の要衝として都市交通体系を確立し、次のような基本方針のもとに計画的な交通網の整備を図ることとする。

(b) 整備水準の目標

平成27年度末現在で、都市計画道路の改良率は約80%であり、今後の基本方針等に基づき引き続き整備を進める。

b 下水道及び河川**(a) 基本方針**

下水道の整備手法については、地域の特性に応じた効率的かつ適正な整備手法を選択していくものとし、基本的に市街地内では公共下水道により整備し、市街地郊外部の既存集落では合併処理浄化槽による個別処理により、全域の下水道整備を図るものとする。

浜田川及び周布川については、洪水の安全な流下を図るため、ダムにより洪水調整を行い、下流の洪水の軽減を図る。その他の中小河川については、河川管理施設の機能を十分に発揮させるため、適切な維持管理を行い、地域の実情に応じた治水安全度を確保するものとする。

(b) 整備水準の目標

下水道については、平成27年度末の汚水処理人口普及率（汚水処理人口／行政人口）は約35%であり、今後も引き続き基本方針等に基づき汚水処理人口普及率の向上に努める。

河川については、二級河川浜田川は年超過確率100分の1、周布川は年超過確率100分の1に対する治水安全度を確保することを目標に整備する。また、その他の中小河川は、河川管理施設の機能を十分に発揮させるため、適切な維持管理を行い、地域の実情に応じた治水安全度を確保するものとする。

c その他の都市施設

供給処理施設、教育施設、医療施設、社会福祉施設その他の都市施設については、設備の近代化や既存施設の有効活用を図り、適正な運用、維持管理に努めるほか、必要に応じて施設の計画的な整備を図る。

(7) 自然的環境の整備又は保全の方針

a 基本方針

自然環境に包まれた地域特性を活かし、水と緑のネットワークの形成を図ることにより、地域住民の日常生活における憩いの場や自然とのふれあい、歴史風土に接する環境を形成するため、「水と緑・自然との共生」を基本方針として、整備・保全を図るものとする。

4 公述の申出等

(1) 意見申出書の提出

公聴会に出席して前記案件について意見を述べようとする者は、別記様式に準じて作成した意見申出書1通を、島根県土木部都市計画課（松江市殿町8番地）又は浜田市都市建設部建設企画課のいずれかに、平成30年12月18日までに到着するよう提出すること。

(2) 公述人

知事は、公聴会において意見を述べようとする者で同趣旨の意見のものが多数であるときは、公述人を選定してその旨を本人に通知する。

(3) 参考図書及び参考付図は、登載を省略し、島根県土木部都市計画課及び浜田市都市建設部建設企画課に備えて、平成30年12月7日から同月21日まで縦覧に供する。

5 公聴会の中止

公述の申出がなかった場合、公聴会は中止する。中止する場合は島根県庁、浜田県土整備事務所及び浜田市役所において掲示等により事前に周知することとする。

6 公聴会に関する問合せ先

島根県土木部都市計画課 電話 (0852) 22-5699

別記様式

意見申出書

平成30年12月25日の都市計画公聴会にて説明される都市計画の案について、次のとおり意見を申し出ます。

平成 年 月 日

島根県知事 溝口 善兵衛 様

住 所 (電話)

(ふりがな)
氏 名 ①

- 1 意見の公述を希望する都市計画区域名
浜田都市計画区域
- 2 意見の公述を希望する都市計画原案の種類
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）

意見の要旨 別紙のとおり

意見の要旨の記載に当たっての留意事項

- 1 意見の要旨及びその理由を具体的かつ簡明に記載すること。
- 2 様式は自由であるが、400字詰め原稿用紙2枚以内程度とすること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、旭都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に関する都市計画の案について、次のとおり公聴会を開催するので、島根県都市計画公聴会規則（昭和45年島根県規則第1号）第2条第1項の規定により公告する。

平成30年12月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 開催日時
平成30年12月25日 午後2時から
- 2 開催場所
浜田市殿町6番地1
浜田公民館
- 3 都市計画の案の概要
(1) 旭都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
旭都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を参考図書のように定め、その概要は次のとおりである。

ア 都市計画の目標

浜田道インターチェンジの立地、豊かな自然・観光資源を有する地域特性を活かし、交流人口の増加による活気ある都市づくりを目指すとともに、「島根あさひ社会復帰促進センター」を中心とした地域振興や、多世代が安全で快適に生活できる環境整備により定住人口を確保する。

イ 区域区分の決定の有無

本都市計画区域に区域区分を定めない。

ウ 主要な都市計画の決定の方針

(7) 土地利用の方針

a 主要用途の配置方針

都市及び自然環境に配慮するとともに、将来における土地利用を総合的に勘案し、住宅地、商業業務地、流通業務地、工業地等の各配置方針を定める。

b 土地利用の方針

「中心既成市街地」、「災害防止の観点から必要な市街化の抑制」及び「自然環境形成の観点から必要な保全」に関する方針を定める。

(4) 都市施設の整備の方針

a 交通施設

(a) 基本方針

浜田道を主軸とした広域交通体系の確立、市街地内幹線道路網の整備を進めるとともに、公共交通機関の利用促進、利便性の向上を図る。

b 下水道及び河川

(a) 基本方針

下水道の整備手法については、地域の特性に応じた効率的かつ適正な整備手法を選択していくものとして、整備済みである公共下水道の処理区域を除く、市街地郊外部の既存集落では、合併処理浄化槽による個別処理により、全域の下水道整備を図るものとする。

河川については、河川管理施設の機能を十分に発揮させるため、適切な維持管理を行い、地域の实情に応じた治水安全度を確保するものとする。

(b) 整備水準の目標

下水道については、平成27年度末の汚水処理人口普及率（汚水処理人口／行政人口）は約85%であり、今後も引き続き基本方針等に基づき汚水処理人口普及率の向上に努める。

c その他の都市施設

供給処理施設、教育施設、医療施設、社会福祉施設その他の都市施設については、設備の近代化や既存施設の有効活用を図り、適正な運用、維持管理に努めるほか、必要に応じて施設の計画的な整備を図る。

(4) 自然的環境の整備又は保全の方針

a 基本方針

豊かな自然環境に包まれた環境を保全し、地域住民の日常生活における憩いの場や自然とのふれあい、歴史風土に接する環境を形成するとともに、観光資源として活用していくため、本区域の自然的環境の整備・保全を図るものとする。

4 公述の申出等

(1) 意見申出書の提出

公聴会に出席して前記案件について意見を述べようとする者は、別記様式に準じて作成した意見申出書1通を、島根県土木部都市計画課（松江市殿町8番地）又は浜田市都市建設部建設企画課のいずれかに、平成30年12月18日までに到着するよう提出すること。

(2) 公述人

知事は、公聴会において意見を述べようとする者で同趣旨の意見のものが多数であるときは、公述人を選定してその旨を本人に通知する。

(3) 参考図書及び参考付図は、登載を省略し、島根県土木部都市計画課及び浜田市都市建設部建設企画課に備えて、平成30年12月7日から同月21日まで縦覧に供する。

5 公聴会の中止

公述の申出がなかった場合、公聴会は中止する。中止する場合は島根県庁、浜田県土整備事務所及び浜田市役所において掲示等により事前に周知することとする。

6 公聴会に関する問合せ先

島根県土木部都市計画課 電話 (0852) 22-5699

別記様式

意見申出書

平成30年12月25日の都市計画公聴会にて説明される都市計画の案について、次のとおり意見を申し出ます。

平成 年 月 日

島根県知事 溝口 善兵衛 様

住 所 (電話)

(ふりがな)
氏 名 ①

- 1 意見の公述を希望する都市計画区域名
旭都市計画区域
- 2 意見の公述を希望する都市計画原案の種類
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）

意見の要旨 別紙のとおり

意見の要旨の記載に当たっての留意事項

- 1 意見の要旨及びその理由を具体的かつ簡明に記載すること。
- 2 様式は自由であるが、400字詰め原稿用紙2枚以内程度とすること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、三隅都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に関する都市計画の案について、次のとおり公聴会を開催するので、島根県都市計画公聴会規則（昭和45年島根県規則第1号）第2条第1項の規定により公告する。

平成30年12月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開催日時

平成30年12月25日 午後2時から

2 開催場所

浜田市殿町6番地1

浜田公民館

3 都市計画の案の概要

(1) 三隅都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

三隅都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を参考図書のように定め、その概要は次のとおりである。

ア 都市計画の目標

日本海等の自然資源や三隅港、萩・石見空港、山陰道等の交通基盤を活用し、良好な生活環境の整備、三隅火力発電所の関連産業及び伝統産業の振興、雇用機会の確保、定住・交流人口の拡大を図る。

イ 区域区分の決定の有無

本都市計画区域に区域区分を定めない。

ウ 主要な都市計画の決定の方針

(ア) 土地利用の方針

現在本区域は都市計画用途地域を指定していないため、現状の土地利用状況を踏まえ、都市及び自然環境に配慮しながら、将来における土地利用の方針を定める。

(イ) 都市施設の整備の方針

a 交通施設

(a) 基本方針

広域交通体系の確立、安全で快適な市街地内道路の整備、産業及び観光・レクリエーション拠点の連携機能強化、公共交通機関の利用促進、利便性の向上を図る。

(b) 整備水準の目標

平成27年度末現在で、都市計画道路の改良率は約42%であり、今後の基本方針等に基づき引き続き整備を進める。

b 下水道及び河川

(a) 基本方針

下水道の整備手法については、地域の特性に応じた効率的かつ適正な整備手法を選択していくものとし、整備済みである公共下水道の処理区域を除く、市街地郊外部の既存集落では合併処理浄化槽による個別処理により、全域の下水道整備を図るものとする。

三隅川については、洪水の安全な流下を図るため、河道改修や御部ダムの建設により整備が進められてきているが、今後は支川矢原川でのダム建設による洪水調節を図り、下流の洪水の軽減を図るものとする。その他の中小河川については、河川管理施設の機能を十分に発揮させるため、適切な維持管理を行い、地域の实情に応じた治水安全度を確保するものとする。

(b) 整備水準の目標

下水道については、平成27年度末の汚水処理人口普及率（汚水処理人口／行政人口）は約82%であり、今後も引き続き基本方針等に基づき汚水処理人口普及率の向上に努める。

河川については、二級河川三隅川は年超過確率100分の1に対する治水安全度を確保することを目標に整備を進める。また、中小河川は、河川管理施設の機能を十分に発揮させるため、適切な維持管理を行い、地域の实情に応じた治水安全度を確保するものとする。

c その他の都市施設

供給処理施設、教育施設、医療施設、社会福祉施設その他の都市施設については、設備の近代化や既存施設の有効活用を図り、適正な運用、維持管理に努めるほか、必要に応じて施設の計画的な整備を図る。

(ウ) 自然的環境の整備又は保全の方針

a 基本方針

「清らかな水と美しい緑広がる 水澄みの里」を基本理念とし、水資源を基調とした豊かな自然環境の保全と緑地の整備を推進する。

4 公述の申出等

(1) 意見申出書の提出

公聴会に出席して前記案件について意見を述べようとする者は、別記様式に準じて作成した意見申出書1通を、島

根県土木部都市計画課（松江市殿町8番地）又は浜田市都市建設部建設企画課のいずれかに、平成30年12月18日までに到着するよう提出すること。

(2) 公述人

知事は、公聴会において意見を述べようとする者で同趣旨の意見のものが多数であるときは、公述人を選定してその旨を本人に通知する。

(3) 参考図書及び参考付図は、登載を省略し、島根県土木部都市計画課及び浜田市都市建設部建設企画課に備えて、平成30年12月7日から同月21日まで縦覧に供する。

5 公聴会の中止

公述の申出がなかった場合、公聴会は中止する。中止する場合は島根県庁、浜田県土整備事務所及び浜田市役所において掲示等により事前に周知することとする。

6 公聴会に関する問合せ先

島根県土木部都市計画課 電話（0852）22－5699

別記様式

意見申出書

平成30年12月25日の都市計画公聴会にて説明される都市計画の案について、次のとおり意見を申し出ます。

平成 年 月 日

島根県知事 溝口 善兵衛 様

住 所 (電話)

(ふりがな)
氏 名 印

- 1 意見の公述を希望する都市計画区域名
三隅都市計画区域
- 2 意見の公述を希望する都市計画原案の種類
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）

意見の要旨 別紙のとおり

意見の要旨の記載に当たっての留意事項

- 1 意見の要旨及びその理由を具体的かつ簡明に記載すること。
- 2 様式は自由であるが、400字詰め原稿用紙2枚以内程度とすること。